

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年1月29日（金）

## 令和3年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年1月29日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室

### ○ 議事日程

- 第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第5 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第6 議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7 議案第7号 相続税の納税猶予に係る現地調査結果について
- 第8 議案第8号 賃貸料情報の提供について
- 第9 議案第9号 茅ヶ崎農業振興地域整備計画定期変更について
- 第10 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第11 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第12 報告第3号 利用権の合意契約の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君  
2 番 原田 勝幸 君  
3 番 高橋 久雄 君  
4 番 石射 祥光 君  
5 番 村越 重芳 君  
6 番 遠藤 信行 君  
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君  
~~9 番 三橋 清高 君~~  
10 番 野崎 雅博 君  
11 番 阿部 富美 君  
~~12 番 齋藤 和子 君~~  
13 番 吉田 恵子 君  
14 番 石腰 明美 君

欠席委員

9 番 三橋 清高 君

12 番 齋藤 和子 君

事務局職員出席者

事務局長 松井 修君

局長補佐 高橋郷司君

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 阿部幸代

午後2時00分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和3年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、9番三橋清高委員、12番齋藤和子委員より欠席届が提出されております。よって、当総会は、委員数14名のうち12名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。13番吉田恵子委員、14番石腰明美委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第1議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

1番鈴木委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてをご報告いたします。

～案件について内容を説明～

権利の種類は所有権移転でございます。申請理由としましては、譲受人は、土地区画整理事業に伴い減少する経営農地面積を確保するため、譲渡人は、農地中間管理機構として売り渡すためでございます。今後につきましては、コマツナ、ハウレンソウを作付する予定とでございます。譲受人の現在の耕作面積は取得分を含めて50アールで、萩園地区の下限面積は30アールでございます。世帯人数は5人、労働力につきましては、本人（47歳）従事日数300日、妻（45歳）従事日数250日、父（82歳）従事日数300日でございます。農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、管理機、その他一式でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 本件につきましては、令和2年第12回総会にて報告させていただきました農地法第3条第1項第13号の規定による届出によって公社に権利が移ったことを受け、今回申請があったものでございます。譲受人は、寒川町の認定農業者というこ

とでございます。以上でございます。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○5番（村越重芳君） 土地区画整理事業に伴う面積が減少したということなんですけれども、これは今の工業団地を造っている場所を言っているのでしょうか。

○局長補佐（高橋郷司君） 事務局よりお答え申し上げます。

こちらの土地区画整理事業につきましては、田端西土地区画整理事業ということで、寒川町における土地区画整理でございます。以上でございます。

○5番（村越重芳君） 茅ヶ崎分も含めてやっている、それでしょうか。

○局長補佐（高橋郷司君） お答えします。

茅ヶ崎においては上ノ前で土地区画整理事業をやっておりますが、またそこは別の土地区画整理事業ということでございます。以上です。

○5番（村越重芳君） 土地区画整理事業で、それはいわゆる公的じゃなくて私的というか、そういったことによって自分の土地が減るということで、いわゆる公共での土地の交換みたいな、税法上の問題というのはそういうところで確保できてないのですか。

○局長補佐（高橋郷司君） まず、税法上のところについては、申し訳ございません、ちょっと把握しかねるのですが、今回、寒川町において、譲受人の〇〇さんにつきましては認定農業者ということで、1町歩ぐらいもともと農業をやられておりました。ただし、この田端西土地区画整理事業によりまして面積が一気に6反ぐらい減りまして、今は議案書にある40アールということになっております。それについては、当然行政のほうでも代替地を探しまして、一応予定では、この5月から6月頃にかけて、圏央道北側のほうに寒川町で6反程度の農地を取得する予定とのことでございます。以上でございます。

○5番（村越重芳君） はい、分かりました。

○議長（原田勝幸君） 減ったのは、減歩によるということですか。

○局長補佐（高橋郷司君） 減ったのは、土地区画整理事業による減歩という形になっているのだと思います。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

13番吉田委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○13番（吉田恵子君） 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～案件について内容を説明～

申請目的は貸し資材置場で、農地の区分は第2種農地でございます。申請理由としましては、申請人は、会社員で申請地での農作業ができなく困っていた中、市内松林にて土木・建築・管工事を行っている株式会社〇〇工業から貸し資材置場としての要望を受け、本申請地を転用することとしたものでございます。施工につきましては、敷地内全体を砂利敷とします。被害防除措置といたしましては、一部新たに土留めを設置するほか、既存土留めを活用して土砂の流出を防ぎます。雨水処理につきましては、敷地内で自然浸透とするとのことでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、報告のとおり許可相当として県知事に意見を送付することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

13番吉田委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○13番（吉田恵子君） 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてをご報告いたします。

～案件のついて内容を説明～

申請目的は資材置場、農地の区分は第3種農地、権利関係は所有権の移転でございます。申請理由としましては、譲受人は、足場架設工事の施工及び監理、土木工事、建築工事等を営んでおり、事業の規模が拡大してきた中、資材置場等の用地が手狭となり、現在使用している資材置場から近い本申請地を選定したとのことでございます。

被害防除措置としましては、一部既存ブロック塀を活用し、敷地の周囲はコンクリートブロック1段から5段積みとし、土砂の流出を防ぎます。県有地との境界については、境界から20センチ後退し、法面勾配を設け、法面の上部に高さ50センチの波板鋼板フェンスを設置します。施工につきましては、出入口の一部をコンクリート敷とし、重機及び運搬車両の通行敷地を砂利敷とします。雨水処理につきましては、地盤高を調整した上で自然浸透とします。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 今、委員さんから説明がございました県有地につきましては、相模川左岸幹線用水路でございます。こちらについては、神奈川県から指導があり、土地利用はできないということでございます。また、今回、957平米の範囲で埋立てがあるというところで、市の埋立て条例についても相談中でございます。以上でございます。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○3番（高橋久雄君） すみません。結局、埋立地というのは高くなっちゃっているわけですか。

○局長補佐（高橋郷司君） 市の条例で埋立ての条例がございまして、面積が500平米以上、埋立ての土砂の量としましては478.5立米ということでございます。現況がなだらかに斜めになっているので、そこを整えるような形で埋立てということでございます。以上でございます。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございませんか。

○10番（野崎雅博君） これは隣が、今現在、この〇〇〇〇というのが使用しているのですけれども、その間に道路があるのだけでも、その道路は、奥の人たちが出入りしたりするのに負担はなくやるのかな。

○局長補佐（高橋郷司君） 農地法上は、そこについては特に規制はできません。例えば、

そこに建物が建つとかということであれば、建築基準法上の後退が発生してくるところではございますけれども、今回は資材置場ということで、そこについては特に農地法上、何かということとはできない状況でございます。以上でございます。

○10番（野崎雅博君） 今、高い鋼板が張っちゃってあるのだけど、それはやらないということかな。後ろに住宅があるのだけど、それをやられると日影になると思うのだけども。

○局長補佐（高橋郷司君） 農地法の許可申請の図面については、そういった鋼板等は設置しないということでの土地利用計画になっております。以上でございます。

○10番（野崎雅博君） それは市のほうで、行政指導か何かでできるのかな。

○局長補佐（高橋郷司君） 農地法は、国の法律に基づいた、基準により見ていきます。市としては、そこが建築物に当たるような擁壁等であれば、当然、建築基準法等にかかってくると思います。ですので、そういったものでないとなると、恐らく何か規制というのは、ないのではないかと思います。以上でございます。

○議長（原田勝幸君） でも、赤羽根の小沢牧場のところも、何か突然、常識的な高さから2メートルにするとかそういうのが出て、業者って割と、見られると面倒くさいから、高くしがちなんで、その辺は再確認して、設置するのকাশないのか、その辺、再確認を。

○局長補佐（高橋郷司君） 事務局よりお答えいたします。

今回の農地法の許可申請の土地利用計画上は、特にそういったものについては入っていませんので、再確認という意味では、また代理人のほうに確認はしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（原田勝幸君） はい。

○5番（村越重芳君） 今の、奥の方が入っていくのに道が狭いと。もともとの幅が狭いといえばそうなのけども、そういうときに、そこに塀とか構築物を作るときに、もっと狭く感じるようになってっちゃうと思うんですけど、それって、やっぱり狭隘か何かで指導するということは、この農業委員会ではできないということですよ。

○局長補佐（高橋郷司君） 農地法上は、特に指導というのはできないと思います。

○5番（村越重芳君） だけど、いわゆる社会通念上というか、そういった部分でそういう指導をしてもおかしくはないのかなと思うのですけれども、どうですか。

○局長補佐（高橋郷司君） あくまでもお願いということになってくるのかと思います。お願いはするけれども、それを聞く、聞かないというのは、聞かなきゃいけないという法的なところは相手方にはないと思いますので、お願いということになります。

○5番（村越重芳君） お願いにしても、例えば工事とか、資材置場を使う方が、朝なんかは音がうるさかったり、塀が高かったり、いろいろ隣近所に迷惑をかけるというのが見えるのですよ。ですから、そういった部分で、できれば公聴会か何かを開いていただいというところまで本当は欲しいのだけど、そこまではできないとしても、もう少し強制力があるとうれしいなと思うのだけど、それはないんだよね。

○局長補佐（高橋郷司君） お答えいたします。

今回、市の条例にかかってくるので、当然、都市計画課のほうで事前相談に上がってきている中で、市の関係各課には意見照会をかけております。もしその法的な部分とかで何か伝えられる部分は、その中で集約されてくると思います。今回、こちら、農業委員会で今御審議いただいているのは、農地法の基準でそこに適合するかどうかというところでは、今のお願いのようなことは農地法の中では規制できないということでございます。以上です。

○議長（原田勝幸君） 現状、個人の道を道路としてみんな使っているということなの。

○局長補佐（高橋郷司君） お答えいたします。

現状は、市の道路がありまして、そこを使われているということでございます。特に個人の土地を使ってということではないです。

○議長（原田勝幸君） でも、そこに塀を作っちゃうと狭くなって、道路がすりそうになるということですか。部落じゃないのでよく分からないのだけど。

○局長補佐（高橋郷司君） 先ほどからお答えさせていただいた、土地利用計画の中では、その道路沿いに高いフェンスを設置するという計画にはなっておりません。以上でございます。

○10番（野崎雅博君） それはなっていないのかもしれないけど、前回の、今利用している場所はどうだったのかな、申請のときに。

○局長補佐（高橋郷司君） 今利用している場所は、道路を挟んだ西側のところ…。

○10番（野崎雅博君） 反対側。もう、高いフェンスが張っちゃってあるでしょう。

○局長補佐（高橋郷司君） そこにつきましては、農地転用の許可ではないです。

○10番（野崎雅博君） 宅地か何かになっちゃっていた。

○局長補佐（高橋郷司君） そうですね。農地転用の県知事の許可には該当しておりません。

○10番（野崎雅博君） 今のこの業者なのだけど、ほかの土地もやっていて、市でも指導

して、H鋼なんかを切らせたんだと思うんだけど、そういう業者なので、何かこれも迷惑を周りの人にかけるんじゃないかなと、そういう心配があるんだけど、騒音はもう必ず出るよね。足場の道具が、パイプとかああいうのをガチャガチャやるんだから。そういう面は何も考えないで、ただ書類が出ているからって、許可を出しちゃっていいものなのか、承認しちゃっていいものなのかどうなのかということなんだけど。

○局長補佐（高橋郷司君） お答えいたします。

今回、申請人となっている譲受人については株式会社〇〇〇〇さんという申請者になっておりますが、こちらの業者さんは特に、以前転用という申請は上がってきていないですし、現在違反になっている法人は、別の法人になっております。なので、この法人に対して何かというのはちょっと現時点では言うことはできかねます。

○13番（吉田恵子君） この資材置場に関してなんですけど、野崎さんが言われたとおり、ほかのところにもこういう資材置場があって、やっぱり2メートルぐらいのフェンスを全部張り巡らせている状況なんですよね。そうした場合、野崎さんが心配しているのは、多分、周りを全部囲っちゃって、そうすると、地域の人はどうなのかなというふうなご心配をなされていると思うんです。結局は、最終的に資材置場とかになっていると、そういうフェンスを囲ってやると、中で何をやっているかというのが全くつかめないんですよね。

だから、はっきり言って、農地法では、資材置場に農地を転用許可するかしないかということだけが私たちの仕事なのかもしれないんですけれども、その延長線上に、例えば、その許可をしちゃって、あのとき許可をしなきゃよかったなというふうな思いが多分出てくると思うんですよね。だから、その辺を、何かもどかしさというんですか、そういうのがございますよね。

結局資材置場になって、ちょっと恥ずかしいんですけど、うちのほうの部落でも、最初は農地に普通の資材置場になっていたんですけども、結果論的には山積みのようになっちゃって、県の税金を投入してまでもそのごみを片づける、というようなことになってしまうと、何のための農業委員なのかなとか、やっぱりそういったちょっと不可解な何かもどかしさはありますよね。

○3番（高橋久雄君） 附帯条件はつけられないの。私たちの責任は、許可したかどうかで問われるわけだけど、今、事務局のほうから、それは全部クリアしているから何ら問題ないと思うんだけど、皆さんは現地を見たときに心配があるんだから、条件をつければ。それで県にやって、あとは県の責任でやってもらえば、茅ヶ崎市はお金ゼロで、あとは県

で指導してくださいと言えば、私たちも気が楽。

附帯条件ということが過去に、つけられるかどうかというのを調べていただいて、つけるのであれば、この議論の中でつけて、それをやったらいいかと私は思います。

○局長補佐（高橋郷司君） お答えいたします。

まず、附帯条件というところですけども、これはそもそも、今回、農業委員会の審査に毎回上がる4条、5条というのは、県知事に意見を付すということになっております。あくまでも許可権者は神奈川県知事と、これはずっと今までご審議いただいたものもそういったものになっておりますので、意見を付す中で、そういった今おっしゃられた意見等をつけることはできます。

許可権者自体は農業委員会ではなくて県知事ということで、茅ヶ崎市における農地転用については神奈川県知事が許可権者ということになっております。

以上です。

○議長（原田勝幸君） これって足場屋さんなの。

○局長補佐（高橋郷司君） そうですね。先ほど委員からご説明ありました。

○議長（原田勝幸君） 簡単な修繕とかは、鉄筋を切るとかは、するのかな。

○局長補佐（高橋郷司君） 足場架設工事の施工及び監理、土木工事、建築工事等を営んでおるといことなので、そういったことも、はい。

○議長（原田勝幸君） でも、少々の寸法を短くしたりとかはするよね。日常的にやるのは反則だろうけど、ちょっと修繕だと言われればオーケーなのかなと。

○事務局長（松井 修君） 鉄板等の問題につきましては、ほかの現場等でもあります。計画時と違う施工の仕方をしたりした場合は、止めている現場もある状況になっています。なので、完了報告と違う施工等をした場合は、当然県のほうと相談をすることもしております。それと、早めの現場確認をしまして、そういう工事をしないかということで現場を回っているということもしております。

あと、先ほどのセットバックの件なんですけれども、セットバックというのは、高橋のほうからもお話がありましたけれども、建築のときは4メートル未満の道路については必ずセットバックをしなければならないことになっています。今回の資材置場につきましては、自主後退という方法が実はあるんですが、これは当然地主さんの希望で後退をしていただくような形になっています。なかなかそれは協力してもらえないんですが、もしそういう案件であれば自主後退の働きかけを、道路管理課と協力してお願いするのもやぶさか

ではないというふうに思っております。

以上です。

○3番（高橋久雄君）　じゃ、お願いの範囲を超えないわけね。地主さんに自主的に後退をお願い。

○事務局長（松井　修君）　そうですね。今の条例では、はい。

○3番（高橋久雄君）　やらないでください、お願いでは、何ら問題は解決しないじゃないですか、これから。

○事務局長（松井　修君）　ただ、まだそのお願い自体もしていない状態ですので、してみるという手はあると思いますので。

○3番（高橋久雄君）　してみる。まあ、向こうからすればいい迷惑で、そんな不審なんですかといくんだけど、ある程度の基準を茅ヶ崎でつくらないと、こういうところが、ここだけじゃなくて、これから農地が荒れますから、何ら規制しないと、あそこが駄目で、うちがどうしていいのかになりますし、ある程度こういう時代になっているんじゃないんですかね。県のほうに、それも強制力を持った指導を県の責任でやっていただきたいと附帯条件をつけちゃえば、茅ヶ崎市は言われたことをやれば、それで済むんじゃないの。行政としては関わりたくないでしょう。私だって、やりたくないから、県にほっぼっちゃえばいいんだよ。県の強い指導でお願いしますみたいな。

先ほど意見があって、大体2メートルというと、大体泥を掘って違うものを埋めるんだよ。それで平らにして、いつも山で、それが潰れちゃった場合は県が責任を持ってやるという形になりますからね。

何しろ、野崎さんの言われるように、近隣の方は生活道路ですから不安、不満じゃなくて、不安がいっぱいあるので、それを野崎さんは問われるわけだよ、多分。だから、その辺のことを説明するには、今日場で、現在はこういった形で報告するようになりますよね。お願いじゃ、ちょっと住民の人が、お願いはないだろうってつつかれるよな。私はつつかれると思いますよ。

○10番（野崎雅博君）　結構自治会なんかの中でも理屈を言う人だから、今度、何かやってくるかなとも思う。でも、そういうふうな状況にさせたのは、許可した後、そうなっちゃうわけだな、当然。

○3番（高橋久雄君）　意見だ、意見。理屈じゃない。意見。本人はね。野崎さんにとっては理屈かもしれないけど。

○10番（野崎雅博君）　だから、この業者の元は、今、この〇〇さん、この人が下で、墓地のところで売却したところは、やっぱり資材置場に出て、それが今、駐車場で、でかい車が入ったり、小さいのとか、ナンバーが取ってあるのは、あれはどこかに転送するのかわからないけど、何台も置いてあったり、何かそういう状況なんです、先の土地が。だから、この土地だって、体裁のいいことを言っても、近所の人には関係なく、自分たちの利益が上がればいいやってことでやられちゃったら、周りの人は大変な迷惑だと思うんだよな。

○事務局長（松井　修君）　いずれにしましても、毎日張り付いていくことはできないんですけれども、現場に出たときとか、なるべくそちらの現場を見るような形でやっていきたいと思っております。

○5番（村越重芳君）　私も、今の附帯条件というところで同じだったんです、イメージとしては。だけど、この資材置場って、農地を、目をつけられているという部分があると思うんです。山もそうかもしれないけどね。こういったところの、この農業委員会として何か、条例まではいかないけど、要綱的な、指導要綱みたいなものをつくるということは可能ですか、可能じゃないですか。

○局長補佐（高橋郷司君）　法律は、農地法という法律に基づいておりまして、その、横出し条例とか上乗せ条例、いわゆる法律があって、その法律の中に収まってくる条例なり、その下の要綱とか。ただ、要綱というのは、あくまでも行政指導ということで、お願いになってくるのだと思うんです。だから、詰まるどころ、先ほどの話になってきますので、そこについては、今後、県のほうに確認をして、研究をしていきたいなと思いますけれども。

○5番（村越重芳君）　できればね。そうすれば、こういうところを協議するときも、この指導要綱からいくと、ああ、これはちょっとどうだなとか、こうだなとかと、一つの指針になると思うんです。そのたびに、これはどうなのかな、こうなのかな、水はけがうまくいくのかな、高さはどうなのかな、音はどうなのかな、そういうことをいつも言わなきゃいけなくなっちゃうでしょう。だから、その指導要綱的なものを一応つくって、みんなが共有して、それでどうなのかなという話をいつもすれば。

この資材置場については、本当にもう、迷惑もいいところで、ただ、そうかといって、地主さんはそれによって生活に少しでもということもあるので、その指導の仕方は難しいと思うけど、自分の首を絞めるということにもなるかもしれないけどね。でも、そうは

いっても、やっぱりずっとこのまま資材置場が増えていくというのは、これはどうしてもあまりいい状態じゃないし、景観上もよろしくないんで、何かそういう指導ができるようなことを、茅ヶ崎がこういうことをされているんだというふうに、一応縛りができる——縛りとは言わないけども、そういったことができる、いいかなと思うんだけど、これはこの後の検討課題として、お願いします。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、附帯条件をつけて県知事に意見を送付することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○3番（高橋久雄君） とりあえず認可されちゃうんじゃない。

○事務局長（松井 修君） いずれにしても、県のほうに送って、その回答が県から来ますので、それで送りますので。

○3番（高橋久雄君） 多分、ほかの、相模原とか、こんなのは茅ヶ崎だけじゃなくて、あるから、県のほうに相談してみれば、こういうものがありますよと。照会されても、多分、茅ヶ崎市の条例なのか、藤沢なのか、相模原なのか、そういう部分で、県としてなければ、その条例を、参考で資料をいただきたいともらっていただければいいので、それで検討して。野崎さんには、附帯条件をつけましたよという形で。

○事務局長（松井 修君） そうですね。

○3番（高橋久雄君） 許可はするんだよね。許可しちゃうよ。

○事務局長（松井 修君） 許可というか、県のほうに……。

○議長（原田勝幸君） 許可っていうか……。

○3番（高橋久雄君） だって、異議なしなんかになっちゃったら……。

○10番（野崎雅博君） 書類がそろっていれば拒否というのはできないんでしょう。

○3番（高橋久雄君） ただ、野崎さんの地元としては、この附帯条件をつけたので、多少、何かあったときには予防線が張られるかもしれませんが、しかないよね。

○10番（野崎雅博君） そうね、そのくらいでね、強制力はないんだから、そのぐらいしか、やりようがないでしょうね。

○3番（高橋久雄君） 立場としては苦しいよね。面と向かって見られちゃうから。私なんて、見たことあるから言えるんだけど。でも、それをしないと、どこでもこれから……。

○10番（野崎雅博君） これから、だから、どんどんやり放題になっちゃうと思う。

○3番（高橋久雄君） 農地は墓場みたいになってきて、そういう残土置場じゃないけど、資材置場みたいな形でなってきましたから、ある程度県のほうも、それはあるので、茅ヶ崎市としてはそれをつけてもらいたいという形で、つけられなければ他市の、次回までにどういうものがあつたかということで、委員が知りたいから、そのサンプルじゃないけど、その資料をいただきたいことを問い合わせただけであればいいのかなと思うんですけど、そのぐらいでしかないものね。じゃ、事務局長、よろしく、その辺は。

○事務局長（松井 修君） はい、承知しました。県のほうには、そのような形でお願いいたします。

○3番（高橋久雄君） そうだね。強くね。

○事務局長（松井 修君） はい。

○3番（高橋久雄君） 強くだよ。弱くだと、なめられちゃうから、強く。

○事務局長（松井 修君） はい。

○議長（原田勝幸君） さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件及び2番案件を報告後、一括して行います。

13番吉田委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○13番（吉田恵子君） 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件及び2番案件を一括してご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年2月1日から令和6年1月31日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～2番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年2月1日から令和6年1月31日までで、権利の種類は使用

貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

1番鈴木委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてをご報告いたします。

～案件のついて内容を説明～

令和3年1月14日、担当委員1名、事務局2名で現地を調査してまいりました。計25筆、合計8293平米について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

～耕作状況の説明～

合計1957平米につきましては、一体として耕作されており、トマト、カブ、コマツナなどが作付されているほか、準備中でした。現況、畑、合計573平米につきましては、一体として耕作されており、プチベールが作付されているほか、準備中でした。畑、合計1778平米につきましては、大根、白菜、レタスが作付されていました。畑、合計2507平米につきましては、一体として耕作されており、ワケギ、コマツナ、カブ、ネギ等が作付されているほか、準備中でした。畑、695平米につきましては、ブロッコリー、白菜が作付されました。畑、783平米につきましては、メキャベツ、ニンジンが作付されていました。農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（67歳）従事日数250日、専業、妻（66歳）従事日数250日、専業でござ

ざいます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございませうか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございませぬ。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませうか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6議案第6号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件から4番案件を報告後、一括して行います。

1番鈴木委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第6号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件から4番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございませう。

～1番案件の説明～

令和3年1月18日、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。特例農地9筆の耕作状況をご報告いたします。4筆、合計2778平米につきましては土地区画整理中でした。現況、畑、合計1176平米につきましては、一体として耕作されており、ハウスにおいてコマツナが作付されていませう。現況、畑、366平米につきましては準備中でした。畑、909平米につきましてはハウスにおいて準備中でした。畑、528平米につきましてはハウレンソウが作付されていませう。農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、刈払機、軽トラ、テラー、その他一式でございませう。労働力は、本人（53歳）従事日数280日、専業、

母（81歳）従事日数250日、専業でございます。

～ 2 番案件の説明～

令和3年1月14日、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。特例農地11筆の耕作状況をご報告いたします。3筆、いずれも現況、畑、合計878.63平米につきましては、一体として耕作されており、ネギ、ブロッコリーが作付されておりました。7筆、いずれも畑、合計1319平米につきましては、一体として耕作されており、レタス、タマネギが作付されておりました。畑、284平米につきましては準備中でした。農機具の保有状況は、耕運機、トラクター、管理機、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（82歳）従事日数100日、専業、長男（59歳）従事日数365日、専業、長男の妻（62歳）従事日数100日、兼業でございます。

～ 3 番案件の説明～

令和3年1月14日、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。特例農地10筆の耕作状況をご報告いたします。8筆、いずれも畑、合計3019平米につきましては、一体として耕作されており、ブロッコリー、白菜が作付されているほか、準備中でした。畑、684平米につきましては準備中でした。畑、2600平米につきましては、ネギ、白菜、ブロッコリーが作付されているほか、準備中でした。農機具の保有状況につきましては、トラクター、田植機、軽トラ、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（79歳）従事日数300日、専業、長男（49歳）従事日数100日、兼業でございます。

～ 4 番案件の説明～

令和3年1月18日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。現況、畑、571平米につきましては、梅、柿が肥培管理されておりました。畑、528平米につきましては、大根、白菜、ネギが作付されているほか、ミカン、ユズ等が肥培管理されておりました。農機具の保有状況は、耕運機、噴霧器、その他一式でございます。労働力は、本人（79歳）従事日数200日、専業、妻（76歳）従事日数100日、専業でございます。

以上、1番案件から4番案件について、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第6号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第7議案第7号相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、1番案件から4番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件から4番案件を報告後、一括して行います。

1番案件及び2番案件について、1番鈴木委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第7号相続税の納税猶予に係る現地調査結果についてのうち、1番案件及び2番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

～1番案件の説明～

令和3年1月18日、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。畑、426平米につきましては、大根が作付されているほか、準備中でした。農機具の保有状況は、トラクター、軽トラ、その他一式でございます。労働力は、本人（52歳）従事日数100日、兼業、父（82歳）従事日数150日、兼業、母（82歳）従事日数150日、専業でございます。

～2番案件の説明～

令和3年1月18日、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。畑、1150平米につきましては準備中でした。農機具の保有状況は、トラクター、その他一式でございます。労働力は、本人（62歳）従事日数60日、兼業、母（92歳）従事日数60日、兼業でございます。

以上、1番案件及び2番案件について農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君）　ありがとうございました。

次に、3番案件及び4番案件について、13番吉田委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○13番（吉田恵子君）　議案第7号相続税の納税猶予に係る現地調査結果についてのうち、3番案件及び4番案件を一括してご報告いたします。

～3番案件の説明～

令和3年1月14日、担当委員2名、事務局2名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。畑、1391平米につきましては準備中でした。農機具の保有状況は、トラクター、草刈機、田植機、コンバイン、その他一式でございます。労働力は、本人（74歳）従事日数100日、兼業、子（44歳）従事日数80日、兼業でございます。

～4番案件の説明～

令和3年1月19日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。畑、747平米につきましては、ブロッコリーが作付されているほか、準備中でした。いずれも畑、合計2087.99平米につきましては、一体として管理されており、タマネギ、白菜、大根が作付されているほか、準備中でした。畑、合計2785平米につきましては、一体としてタケノコを肥培管理しているほか、準備中でした。同じく畑、494平米につきましては、ブルーベリー、ヤマモモなどを肥培管理されているほか、準備中でした。農機具の保有状況は、トラクター、草刈機、耕運機、ハンマーナイフ、その他一式でございます。労働力は、本人（72歳）従事日数120日、兼業、知人（50歳）従事日数200日、兼業でございます。

以上、3番案件及び4番案件について、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君）　ありがとうございました。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君）　特にございません。

○議長（原田勝幸君）　では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　なしと認め、採決をいたします。議案第7号相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、報告のとおり税務署に回答することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第8議案第8号賃借料情報の提供についてを上程いたします。  
事務局より説明をお願いします。

○局長補佐(高橋郷司君) 議案第8号賃借料情報の提供についてをご説明いたします。

本件は、農地法第52条の規定に基づき、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものでございます。

賃借料情報につきましては、過去1年間分の農地法第3条の許可案件や農用地利用集積計画などの賃借料から算出するものでございます。

本市における令和2年の畑の賃借料につきましては、昨年1年間、令和2年1月から令和2年12月までにおける利用権設定における賃借料データを基に算出し、10アール当たり年額1万7700円でございます。また、田につきましては、賃借料データが1件でしたが、畑同様、10アール当たり年額1万7700円ございました。なお、賃借料情報につきましては、本日もご承認をいただけましたら、農業委員会ホームページ等により提供していくことといたします。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。議案第8号賃借料情報の提供については、報告のとおり情報提供することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○1番(鈴木邦夫君) ちょっといいですか。これはトータル何アールぐらいあって平均がこうなっているんですか。分かれば。

○局長補佐(高橋郷司君) お答え申し上げます。

件数については把握しているところでございますけれども、面積については、ちょっと現時点では、すみません。

○議長(原田勝幸君) 田んぼは、〇〇〇〇の田んぼですか。

○局長補佐(高橋郷司君) 田んぼにつきましては、昨年の中で〇〇〇〇さんが借りたところもございまして、〇〇〇〇さんについては使用貸借ということなので、また別なとこ

ろになっております。賃借料情報ということで、賃借権の設定したところについての金額となっておりますので。

○議長（原田勝幸君） 日程第9議案第9号茅ヶ崎農業振興地域整備計画定期変更についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○局長補佐（高橋郷司君） 議案第9号茅ヶ崎農業振興地域整備計画定期変更についてをご説明いたします。

市農業水産課では、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2の規定に基づき、おおむね5年ごとに基礎調査を実施し、農業振興地域整備計画の定期的な変更を行っております。この整備計画の変更に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、農業委員会の意見を聴くこととなっているため、提案されたものでございます。

昨日の茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区部会、小出地区部会において、農業水産課職員より説明がございました。本市では、芹沢、赤羽根、萩園、柳島の4地区が農業振興地域に指定されており、今回、農用地利用計画を含め、計画全体に大きな変更はないとのことでございます。

委員の皆様からは、何点かご意見をいただきました。農業委員会として、農地の保全という意味では農業振興地域を増やせないかという意見、逆に、農業者の高齢化等に伴う担い手不足により農地を維持していくことが現状では実際には難しいという意見、また、国や県に現場を把握してほしい、農用地についてはしっかり農地として利用されているかを確認しなければならないなど、様々な意見がございましたが、計画自体についてはよろしいのではないのかということでもございました。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○5番（村越重芳君） 生産緑地を市長が買い取らない、市が買ったためしがないと、この前、都市計画審議会でも私、ちょっと一応聞いて、今まで買ったのは1件もないということ聞いています。こういういい土地、いわゆる町中にある生産緑地の場合、こういったものを市長が買い取らないということがあるんですけども、今回は農振地域ですよ。農振地域ですからいいと思うんですけども、こういったものは、その土地について5年に1回の見直しだとあるんですけども、市街化調整区域も5年ごとに見直しというのは、これ

はまたちょっと案件が違うとは思いますが、こういったものはこの農業委員会ではあまり聞いたことはないんですが、これは都市計画のほうになりますか。

○局長補佐（高橋郷司君） お答えいたします。

そうですね。いわゆる市街化区域、市街化調整区域の見直しということであれば、都市計画課のほうが所管になってくるかとは思いますが、以上でございます。

○5番（村越重芳君） 分かりました。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第9号茅ヶ崎農業振興地域整備計画定期変更については、報告のとおり妥当と判断することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第10報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（高橋郷司君） 報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は14ページ1番案件から3番案件で、転用目的は住宅敷地及び共同住宅敷地でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第11報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（高橋郷司君） 報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は15ページ1番案件から7番案件で、転用目的は、住宅敷地及び駐車場敷地でございます。権利関係は所有権の移転でございます。小出地区は15ページ8番案件から10番案件で、転用目的は住宅敷地でございます。権利関係は所有権の移転でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第12報告第3号利用権の合意解約の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（高橋郷司君） 報告第3号利用権の合意解約の報告についてをご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権の設定を行った土地につきまして、茅ヶ崎市より解約同意の通知があったため報告するものでございます。

～利用権を解約する農地の説明～

利用権の種類は使用貸借権でございました。期間は平成31年4月1日から令和4年3月31日まででしたが、両者の都合により、令和2年12月18日に合意解約の合意が成立したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　ご質問がないようですので、報告第3号利用権の合意解約の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時15分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員